

特定資産譲渡等損失額の損金不算入及び特定資本関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(四) 平二十一年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書														
当期中の適用期間	1	・	・	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額	特 例 計 算	特 例 計 算	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特 例 計 算	時 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	17	円	
特定適格合併等の区分	2										(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	18		
特定適格合併等の日	3	・	・								特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額(17)-(18)	19		
特定適格合併等に係る被合併法人等の名称	4										時価純資産超過額(当該法人の別表十四(四)付表「6」-「7」)	20		
特定資本関係発生日	5	・	・								特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	21	0	
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額	特 例 計 算	時 価 純 資 産 超 過 額	簿 価 純 資 産 超 過 額	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特 例 計 算	時 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特 例 計 算	時 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額(6)-(7)	8		
											時価純資産超過額(被合併法人等の別表十四(四)付表「6」-「7」)	9		
	特 例 計 算	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	時 価 純 資 産 超 過 額	簿 価 純 資 産 超 過 額	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特 例 計 算	時 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特 例 計 算	時 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額	10	0
												簿価純資産超過額(被合併法人等の別表十四(四)付表「7」-「6」)	11	
												(11)のうち引継対象外未処理欠損金額の特例において簿価純資産超過額に係る特定資産譲渡等損失相当額とされた金額	12	
												前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額(前期以前の適用期間の(15))	13	
												特定資産譲渡等損失限度額(11)-(12)又は(11)-(13)	14	
												特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額((8)と(14)のうち少ない金額)	15	
												簿価純資産超過額(当該法人の別表十四(四)付表「7」-「6」)	22	
												22のうち控除未済欠損金額の特例において簿価純資産超過額に係る特定資産譲渡等損失相当額とされた金額	23	
前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額(前期以前の適用期間の(26))	24													
特定資産譲渡等損失限度額((22)-(23)又は(22)-(24))	25													
特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額((19)と(25)のうち少ない金額)	26													
特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額((19)、(21)又は(26))	27													
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額((8)、(10)又は(15))	16													
				特定資産譲渡等損失額の損金不算入額(16)+(27)	28									

II 特定資本関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

特定引継資産関係						特定保有資産関係					
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円		円	円		円	円

別表十四（四）の記載の仕方

1 特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

この明細書は、法人が法第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）若しくは令第123条の9（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金損入）（法第62条の7第1項又は令第123条の9の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 特定資本関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の8第2項（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定（同項第5号に係る部分に限ります。以下同じ。）若しくは同条第12項において準用する同条第2項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（令第123条の8第2項又は同条第12項において準用する同条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。